

総務委員長報告

令和 7 年 6 月 27 日

今期定例会において、総務委員会に付託を受けました議案 7 件及び継続審査となっておりました陳情 1 件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第 56 号 西都市旅費支給条例の一部改正についてであります。

本案は、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴い所要の整備を行うものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 61 号 令和 7 年度西都市一般会計予算補正（第 3 号）について、本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳入について主なものは、基金繰入金 1 億 7,878 万 6 千円などが計上されております。

歳出について主なものは、情報化推進費に電算機器リース料ほか 4,262 万 1 千円、戸籍住民基本台帳費に、かんたん窓口システム入力補助業務委託料ほか 1,108 万 1 千円、消防施設費に救急デジタル無線更新業務委託料を増額補正する予算などが計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程においてある委員より、

「総務費の情報化推進費は基幹システムの変更に伴うもの、戸籍住民基本台帳費は窓口業務の効率化や市民サービス向上のためのシステム導入、

および第 2 表 債務負担行為補正 BPR 支援業務委託 2,366 万 1 千円は、業務改革、効率化のための課題抽出等を行うものであるが、いずれも内部の事務処理の効率化に留まらず、市民サービスの向上、とりわけワンストップ窓口化に向けたシステムとなるよう連携した取り組みをお願いしたい。」

また、「かんたん窓口システム入力導入により、窓口受付がタブレットでの受付になるということだが、高齢者などタブレット操作が慣れない市民も多くいると思うので、混乱しないよう補助員の丁寧な対応をお願いしたい。」

との意見・要望がありました。

次に、議案第 64 号

令和 7 年度西都児湯公平委員会特別会計予算補正（第 1 号）についてであります。

本案は、西都児湯公平委員会委員報酬など、総額 20 万 9 千円を増額補正しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 70 号 令和 7 年度西都市一般会計予算補正（第 4 号）について本委員会に付託をされた部分についてであります。

歳入について主なものは、県支出金 503 万 6 千円などが計上されております。

歳出について主なものは、総務費に国勢調査事業費ほか 451 万円を増額補正する予算などが計上されております。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程においてある委員より、

「総務費の賠償金 79 万 5 千円については、地方独立行政法人西都児湯医療センター濱砂重仁前理事長が、橋田和実前市長による違法な解任処分やその後の言動により精神的損害などを負ったとして、市に損害賠償など約 330 万円と市広報誌への謝罪広告掲載を求めて、国家賠償法に基づき令和 6 年 5 月 31 日に宮崎地方裁判所に提訴し、解任処分は前市長が裁量権の範囲を逸脱、濫用したものと認めるのが相当とし、市議会での橋田前市長の発言などが西都児湯医療センター濱砂重仁前理事長の名誉を棄損し違法と認め、市に 77 万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを命じる判決が、令和 7 年 5 月 31 日に確定したことによる賠償金である。

この損害賠償金は、一旦は市が払うとしても、市は、判決で職権濫用の違法行為を認定され、それによって市に損害を与えた橋田前市長に対して、損害分の賠償を求償する必要があると考えるので、損害の十分な検討の後、適切な判断をされることを強く要望する。」

との意見・要望がありました。

次に、議案第 71 号 トイレトレーラー売買契約の締結についてであります。

本案は、一般競争入札に付したトイレトレーラー購入について、売買契約を締結しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の過程においてある委員より、

「議案第 71 号から議案第 73 号は、いずれも避難者の避難所生活の環境を整えるため、トイレトレーラー、パーティション、段ボールベッドの購入に伴う売買契約の締結であるが、購入後は、使用方法や段ボールベッドの組立て方など、防災訓練等を通じて広く市民に体験する機会を設けていただきたい。」

また、「トイレトレーラーとは、車両で移動できる水洗式個室トイレを備えた移動式トイレのことで、災害時など仮設トイレが必要な場所に運んで設置し、速やかに使用を開始できるものと認識した。令和 8 年に購入とのことであるが、西都市の災害時に必要なものと理解していただくためにも、どのようなものかご覧いただく機会を作り、市民の皆さんに周知していただくことを要望する。」

との意見・要望がありました。

次に、議案第 72 号 パーティション及び浄水器売買契約の締結についてであります。

本案は、一般競争入札に付したパーティション及び浄水器購入について、売買契約を締結しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 73 号 段ボールベッド売買契約の締結についてであります。

本案は、一般競争入札に付した段ボールベッド購入について、売買契約を締結しようとするものであります。

本案につきましては、種々質疑の後、別段異議なく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第 1 号 旧都於郡小学校山田分校の避難所としての整備等に関する陳情書であります。

本陳情については、令和 7 年 3 月に「安全で安心な山田地区つくり会 会長 青山^{ふさお}房夫氏ほか 4 名」から提出され継続審査となっていたものであり、趣旨は、指定避難所である旧都於郡小学校山田分校のバリアフリー化等の施設の整備及び必要な備蓄を行うことと地域住民による鍵開錠体制の整備を求めるものであります。

本陳情の審査に当たっては、当局に対して、西都市の基本的な防災対策や避難所設置、備蓄方針等に関するヒアリングを行うとともに現地の状況確認等を行いながら慎重に審査を行い、採決の結果、全会一致をもって採択すべきものと決しました。

なお、審査の過程においてある委員より、

「市の備蓄については、中央管理型と支所単位の分散型備蓄を適切に組み合わせしていくという備蓄方針及び避難所設置、整備等の公平性の確保等は十分理解できるものであるが、遠隔地に在住する地域住民の不安解消のためには、地域に根差した備蓄の推進や避難所整備などの支援対策等にさらに取り組む必要があり、陳情の願意は妥当と考える。」

との意見がありました。

以上で報告を終わります。

よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。